たばこ火災被害の低減対策に関する検討会とりまとめ骨子(案)

死者が発生した住宅火災の発火源第1位である「たばこ」の火災低減対策は、 実行可能なものから早急に実施していく必要があるため、現段階において実行 可能な対策をとりまとめる。

1 検討の目的等

(1) 目的

日本における住宅火災による死者数は 1、000 人を超える高い水準で推移 しており、発火源別に見ると、たばこが例年1位となっている。

本検討会は、米国・カナダ・オーストラリア・EU等において、低延焼性 たばこが義務化されていることを踏まえ、日本における低延焼性たばこの導 入の要否に係る具体的な検討を行うものである。

また、併せて、たばこに係る出火原因の他の要素(経過、着火物)等に着目した対策についても総合的に検討を行う。

(2) 検討事項

ア 低延焼性たばこの火災抑制効果及び規制の導入の要否に関すること。

イ たばこに係る出火原因の他の要素(経過、着火物)に着目した対策に関すること。

ウーその他たばこ火災被害の低減に係る諸課題に関すること。

(3) 実施体制

検討委員一覧を挿入

(4) 検討スケジュール スケジュールを挿入

2 たばこ火災被害の状況

最近の5年間(平成20年中から平成24年中)において、「たばこ」が発火源である住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅をいう。以下、同じ。)火災の件数及び死者数は減少傾向にあるものの、住宅火災において「たばこ」が発火源である火災件数は「こんろ」に続き2位であり、死者が発生した住宅火災の発火源としては「たばこ」が1位となっている。

また、死者が発生した住宅火災において「たばこ」が発火源の場合、着火物が「ふとん類」である場合に最も多く死者が発生している。

(参考資料1:たばこ火災被害の状況)

- 3 低延焼性 (RIP) たばこについて
 - (1) 低延焼性 (RIP) たばことは

巻紙に、酸素供給を抑制し燃焼速度を抑える帯が数か所組み込まれ、火がついたまま放置された場合に、一定の割合(標準濾紙の上でたばこを燃焼させ、40本のうち全長燃焼するものが25%以下)で自己消火するように改良されたたばこ。

- (2) 海外における低延焼性 (RIP) たばこの規制の状況
 - ・米国

NY 州で 2004 年 6 月に販売規制が施行され、2011 年 7 月までに全 50 州 で施行。

・カナダ

世界に先駆けて、国レベルの製造・輸入・販売規制を 2005 年 10 月に施行。

• E U

2007年11月に規制導入の方針を発表。2010年9月に標準試験方法のEN 規格、同年11月に評価基準のEN 規格を発行。2011年11月に規制が施行。

- フィンランド2010年4月に販売規制が施行。
- ・オーストラリア2010年3月に販売・輸出規制が施行。
- ・ニュージーランド 2009年8月にたばこの試験方法に係る規格を策定。
- ・南アフリカ 2010年12月に製造・輸入・販売等規制が施行。
- (3) 火災低減効果検証実験の結果

着火した RIP たばこと非 RIP たばこが圧縮された敷布団(綿 100%及び綿 70%ポリエステル 30%の 2 種類)に接触した場合の敷布団の燻焼率等について比較検証した結果、たばこの違いによる有意な差は、「置消」については確認できたが、「燻焼」については確認できなかった。

- 4 たばこ火災被害の低減対策について
 - (1) 発火源(たばこ)について
 - ●本検討会で実施した火災低減効果検証実験の結果において、低延焼性(RIP) たばこは、「置消」を増やす効果が認められた一方、火災に直接結びつく「燻焼」を減らす効果については、通常のたばことの間に有意な差が認められな

かった。

- ●低延焼性(RIP) たばこ導入国において、導入後、火災死者数が減少した地域等があるものの、喫煙率の低下等を加味した詳細な統計分析結果が得られていないため、低延焼性(RIP) たばこ導入の効果によるものか判断することが困難であり、逆に導入後、死者数が増加した地域もある。
- ●これらのことから、火災低減効果に関する科学的根拠や統計分析結果が不十分である現段階において、低延焼性(RIP)たばこの導入を義務付けることは時期尚早であると考えられる。
- ●死者が発生した住宅火災の発火源として、「たばこ」が最近5年間連続して 1位となっていることを踏まえ、たばこの本質安全に係る対策を講じるべき である。

(参考資料2:火を使わないたばこ(無煙たばこ)の例)

- (2) 経過(寝たばこ等)について
- ●死者が発生した住宅火災において「たばこ」が発火源の場合、着火物としては、「ふとん類」が最も多いこと、発生時間帯としては就寝時に集中していること等から、「寝たばこ」を防止する必要がある。
- ●主たる原因である「寝たばこ」を防止するための施策として、毎年の火災予防運動等で寝たばこ防止を訴えるとともに、本検討会を契機に、消防庁、全国消防長会及び(一社)日本たばこ協会が連携して「たばこ火災防止キャンペーン」を実施している。
- ●死者が発生した住宅火災の発火源として、「たばこ」が最近5年間連続して 1位であることから、更に効果的な「寝たばこ」防止の広報を実施すること が必要である

(参考資料3:効果的な広報について)

- (3) 着火物(布団等)について
- ●本検討会で実施した火災低減効果検証実験の結果、着火物(ふとんの種類、 状態等)の違いにより燻焼を減らす効果が認められた。
- ●死者が発生した住宅火災において「たばこ」が発火源の場合、着火物が「ふとん類」である場合に最も多く死者が発生していることから、たばこ火災低減のため、ふとんの種類、状態等による燻焼しやすさの違い等について周知していく必要がある。

(参考資料4:着火物に着目した実験結果及び防炎寝具類について)

- (4) その他
- ●一酸化炭素中毒による喫煙者の意識低下の影響を考慮した対策を講じるべき。

(参考資料5:意識低下に対する対策について)

5 まとめ

- ●死者が発生した住宅火災の発火源として、「たばこ」は最近5年間連続して1 位となっており、住宅火災による死者数を減少させるためには、たばこ火災 低減対策を推進することが喫緊の課題である。
- ●たばこ火災被害低減のためには、「発火源」、「着火物」、「経過」に関する対策 やその他のたばこ火災被害の低減に係る対策を講じていくことが重要であり、 少なくとも、火災低減効果が認められた以下の対策について、積極的に進め ていく必要がある。
 - ・防炎布団の普及等の「着火物」に対する対策
 - ・寝たばこ対策等の「経過」に関する対策
 - ・ 喫煙者の意識低下対策
- ●発火源に関する対策として、低延焼性(RIP)たばこの火災低減効果に関する検証・分析を実施したが、本検討会において、明確な火災低減効果は見いだせなかったことから、現段階において低延焼性(RIP)たばこの導入を義務付けることは時期尚早であると考えられる。
- ●現時点までに明確な火災低減効果は認められなかったものの、低延焼性(RIP) たばこ導入国の火災統計の推移や火災低減効果に関する研究結果等、低延焼性(RIP) たばこに関する動向については、今後も引き続き注視し、低延焼性(RIP) たばこの火災抑制効果が明らかに示された場合には、再度、我が国における規制導入の要否について検討を行う必要がある。
- ●低延焼性(RIP) たばこの火災低減効果に関する研究を含むたばこ火災低減に 係る研究を今後も推進していく必要がある。